

# 一般財団法人平林移動集団検診所定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人平林移動集団検診所（以下「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を名古屋市昭和区小桜町二丁目 2 9 番地の 2 に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、主として職業の種類を問わず働く人たちとその家族ならびに、学生、地域住民等の健康の保持・増進に役立つ活動を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 移動検診事業
2. 移動検診業にかかる診療所の開設・運営
3. 健康の維持増進に必要な事業
4. 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、その他関係法令の普及指導への協力
5. 各種資料及び刊行物の刊行頒布
6. 医療、介護及び保健衛生に関する講習会、研修会の開催
7. 前各号に付帯する一切の業務

## 第 3 章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第 5 条 当法人の設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

平林 保	名古屋市昭和区小桜町二丁目 2 9 番地の 2	金銭	金 2 0 0 万円
平林 謙一	名古屋市昭和区小桜町二丁目 2 9 番地の 2	金銭	金 3 0 0 万円

(基本財産)

第 6 条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な第 5 条の財産は、当法人の基本財産とする。

- ② 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の特別決議を経るものとする。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類及びこれらの附属書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号乃至第3号の書類を定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書（正味財産増減計算書）

② 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類及びこれらの附増書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間据え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に据え置くものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第9条 当法人に評議員3人以上5人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- ② 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- ③ 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。
  - 1 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと。
  - 2 過去に前号に規定する者となることがないこと。
  - 3 前2号に規定する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）でないこと。
- ④ 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- ⑤ 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - 1 当該候補者の経歴
  - 2 当該候補者を候補者とした理由
  - 3 当該候補者と当法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - 4 当該候補者の兼職状況
- ⑥ 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員の1名以上が出席し、且つ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- ⑦ 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- ⑧ 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- 1 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - 2 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - 3 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- ⑨ 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- ③ 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第12条 評議員に対して、1日当たり金1万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任及び解任
  - 2 理事及び監事の報酬等の額
  - 3 計算書類等の承認
  - 4 定款の変更
- 5 その他評議員で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年3月に1回開催するほか、必要がある場合には臨時評議員会を開催する。

(招集等)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- ② 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- ③ 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1 監事の解任
- 2 定款の変更
- 3 その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条第2号の決議

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3人以上5人以内
- 2 監事 1人

② 理事のうち1名を代表理事とする。

③ 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

② 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

④ 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て報酬等として支給することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集等)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- ② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- ③ 理事会の議長は、理事の互選により定める。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- ② 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第32条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第33条 当法人の解散に伴う残余財産は、国に帰属させるものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告方法)

第34条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

## 附 則

- 1 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。
- 2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。
- 3 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年1月31日までとする。

以上、一般財団法人平林移動集団検診所設立に際し、設立者の定款作成代理人である司法書士法人上原事務所 社員 上原正道は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成26年2月7日

設立者 平 林 保  
設立者 平 林 謙 一

上記設立者の定款作成代理人  
司法書士法人上原事務所  
社員 上 原 正道